

令和 2 年松前町条例第12号

松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 2 年 3 月 18 日

松前町長 岡 本 靖

松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例

松前町水道事業給水条例（平成10年松前町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章 省略</p> <p>第 2 章 <u>給水装置工事</u> 及び費用（第 5 条～第11条）</p> <p>第 3 章～第 7 章 省略</p> <p>附則</p> <p>（条例の目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、松前町水道事業の給水についての料金、<u>給水装置の工事の費用負担その他の供給条件及び</u>給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給水区域）</p> <p>第 2 条 松前町水道事業の給水区域は、<u>松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年松前町条例第29号）第 2 条第 2 項に定めるところによる。</u></p> <p>（給水装置の定義）</p> <p>第 3 条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給す</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 省略</p> <p>第 2 章 <u>給水装置の工事</u>及び費用（第 5 条～第11条）</p> <p>第 3 章～第 7 章 省略</p> <p>附則</p> <p>（条例の目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、松前町水道事業の給水についての料金<u>及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに</u>給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給水区域）</p> <p>第 2 条 松前町水道事業の給水区域は<u>別表第 1 の区域とする</u></p> <p>_____。</p> <p>（給水装置の定義）</p> <p>第 3 条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給す</p>

るために水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の施設した配水管（以下「配水管」という。）から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

## 第2章 給水装置工事 及び費用 (給水装置工事の施行)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）（次条に規定するものを除く。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事を施行する者の負担とする。

3 第1項の承認を受けて給水装置工事を施行した者は、給水装置工事が完成したときは、管理者に申請し、その検査を受けなければならない。

### (管理者が施行する給水装置工事)

第6条 次に掲げる給水装置工事については、管理者が自ら施行するものとする。この場合においては、当該工事に係る給水装置の所有者の同意は、不要とする。

(1) 配水管への取付口から第16条第1項に規定するメーターまでの間の給水装置を修繕する工事（第17条第1項に規定する水道使用者等の責めに帰すべき事由によるものを除く。）

(2) 配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事

2 前項の規定による給水装置工事に要する費用は、町の負担とす

るために町長  
\_\_\_\_\_の施設した配水管\_\_\_\_\_から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

## 第2章 給水装置の工事及び費用 (給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は、撤去 \_\_\_\_\_しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

### (新設等の費用負担)

第6条 当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

る。

(工事の施工)

第7条 給水装置工事は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)でなければ施工してはならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、第5条第1項の承認を受けて給水装置工事を施行する者に対し、配水管への取付口から第16条第1項に規定するメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、第5条第1項の承認を受けて給水装置工事を施行する者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から第16条第1項に規定するメーターまでの間の工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 省略

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 省略

第9条から第11条まで 削除

(給水契約の申込み)

第13条 給水区域内において水道を使用しようとする者は、管理者

(工事費の算出方法)

第9条 町長が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 運搬費

(3) 労力費

(4) 道路復旧費

(5) 工事監督費

(6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

(工事費の予納)

第10条 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(給水契約の申込)

第13条 \_\_\_\_\_水道を使用しようとする者は、町長



(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道使用者等は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

(1)～(3) 省略

2 水道使用者等は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(1)～(4) 省略

(私設消火栓の使用)

第19条 省略

2 私設消火栓を消防の演習に使用する者は、管理者に企業職員の立会いを申請しなければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

(1)～(3) 省略

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、町長に届け出なければならない。

(1)～(4) 省略

(私設消火栓の使用)

第19条 省略

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 省略

(料金の支払義務)

第22条 省略

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納付について連帯責任を負う\_\_\_\_\_。

(用途その他の事項)

第24条 前条の種別が明らかでないとき、又は用途その他の事項の届出が事実と相違するときは、管理者がこれを認定するものとする。

(料金)

第25条 省略

2 給水区域外に対するものについては、その都度管理者において特定料金を定めることができる。

3 省略

(料金の算定)

第26条 料金の算定は、次\_\_\_\_\_に定める方法による。

(1)・(2) 省略

(3) 1個のメーターを通し2戸以上に給水した場合及び共用給水装置の使用水量は、各戸均等に使用したものとみなす。ただし、管理者が必要と認めたときは、各戸の水量を認定することができる。

2 省略

(使用水量及び用途の認定)

第27条 管理者は、次のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定するものとする。

2 省略

(料金の支払義務)

第22条 省略

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(用途その他の認定)

第24条 前条の種別が明らかでないとき、又は用途その他の\_\_\_\_\_届出が事実と相違するときは町長\_\_\_\_\_がこれを認定する\_\_\_\_\_。

(料金)

第25条 省略

2 給水区域外に対するものについては、その都度町長\_\_\_\_\_において特定料金を定めることができる。

3 省略

(料金の算定)

第26条 料金の算定は、次の各号に定める方法による。

(1)・(2) 省略

(3) 1個のメーターを通し2戸以上に給水した場合及び共用給水装置の使用水量は、各戸均等に使用したものとみなす。ただし、町長\_\_\_\_\_が必要と認めたときは各戸の\_\_\_\_\_水量を認定することができる。

2 省略

(使用水量及び用途の認定)

第27条 町長\_\_\_\_\_は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する\_\_\_\_\_。

(1)～(4) 省略

(臨時使用の場合の料金)

第29条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、臨時用の料金を納付しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 省略

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、納額告知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、2月分をまとめて徴収することができる。

(メーターの使用料)

第31条 省略

2 省略

3 メーターの使用料は、料金と同時に徴収する。

(手数料)

第32条 別表第4の左欄に掲げる承認等を受けようとする者は、同表の右欄に掲げる手数料を承認等の申請の際に納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は、還付しない。

(1)～(4) 省略

(臨時使用の場合の料金)

第29条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込の際、臨時用の料金を徴収する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 省略

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、納額告知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、町長は必要があるときは、2ヵ月分をまとめて徴収することができる。

(メーターの使用料)

第31条 省略

2 省略

3 メーターの使用料は給水料金と同時に徴収する。

(手数料)

第32条 手数料は、次の各号の区別により、その額は別表第4のとおりとし、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収する。

(1) 設計手数料

(2) 設計審査手数料 (材料確認)

(3) 工事竣工検査手数料

(4) 給水装置工事事業者指定手数料

(5) 消防演習立会手数料

(加入金)

第33条 省略

2 加入金は、第5条第1項の給水装置工事の申請の際に納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたものについては、当該申請後納付することができる。

3 省略

(工事負担金)

第33条の2 管理者は、配水管その他の水道施設（以下「配水管等」という。）の設置されていない場所（配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場所を含む。）への給水申込みを受け、新たに配水管等の設置を必要とするときは、当該工事に係る費用は、申込者の負担とする。

2 前項に規定する工事負担金の額は、当該配水管等の設置に要する費用及びこれに付随する費用の合計額を基準として、管理者が別に定める。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質

(加入金)

第33条 省略

2 加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたものについては、工事申込み後納付することができる。

3 省略

(工事負担金)

第33条の2 町長は、配水管その他の水道施設（以下「配水管等」という。）の設置されていない場所（配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場所を含む。）への給水申し込みを受け、新たに配水管等の設置を必要とするときは、当該工事にかかる費用は申込者の負担とする。

2 前項に規定する工事負担金の額は、当該配水管等の設置に要する費用及びこれに付随する費用の合計額を基準として、町長が別に定める。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第34条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

(給水装置の検査等)

第36条 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質

が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する\_\_\_\_  
\_\_\_\_基準に適合していないときは、その者の給  
水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合  
させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事  
事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その  
者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止す  
ることができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定  
める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造  
及び材質がその基準に適合していることが確認されたときは、こ  
の限りでない。

（給水の停止）

第38条 管理者は、次のいずれかに該当するときは、水道の利用者  
に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が\_\_\_\_、第  
22条第1項の料金\_\_\_\_を指定期限内に納入しな  
いとき。

(2)～(3) 省略

（給水装置の切離し）

第39条 管理者は、次のいずれかに該当する場合で、水道の管理上  
必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)・(2) 省略

（過料）

第40条 町長は、次のいずれかに該当する者に対し、5万円以下  
の過料を科することができる。

が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条に規定する給水  
装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給  
水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合  
させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長\_\_\_\_は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工  
事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その  
者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止す  
ることができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令\_\_\_\_で定  
める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造  
及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、こ  
の限りではない。

（給水の停止）

第38条 町長\_\_\_\_は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者  
に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第  
25条\_\_\_\_の料金又は第32条の手数料を指定期限内に納入しな  
いとき。

(2)～(3) 省略

（給水装置の切り離し）

第39条 町長\_\_\_\_は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上  
必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)・(2) 省略

（過料）

第40条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下  
の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで給水装置工事を施行した者

(2)・(3) 省略

(4) 第22条第1項の料金又は第32条第1項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(町の責務)

第42条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者（所有者又は所有者以外の者で当該貯水槽水道の管理に関する権原を有するものをいう。次条において同じ。）に対し、指導、助言又は勧告を行うことができる

—。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第1 削除

別表第4（第32条関係）

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

(2)・(3) 省略

(4) 第25条\_\_\_\_\_の料金、又は第32条\_\_\_\_\_の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(町の責務)

第42条 町長\_\_\_\_\_は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者（所有者又は所有者以外の者で当該貯水槽水道の管理に関する権原を有するものをいう。次条において同じ。）に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長\_\_\_\_\_は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長\_\_\_\_\_が定める。

別表第1（第2条関係）

松前町水道給水区域

<u>種別</u>	<u>区域</u>
<u>松前町上水道</u>	<u>南黒田、北黒田、宗意原、新立、本村、筒井、徳丸、永田、中川原、出作、神崎、鶴吉、横田、大溝、東古泉、大間、塩屋、北川原、上高柳、恵久美、昌農内、西高柳、西古泉</u>

別表第4（第32条関係）

第5条第1項の規定による承認	
(1) <u>メーター等の最大口径が20ミリメートル以下のもの</u>	<u>1件につき 3,000円</u>
(2) <u>(1)以外のもの</u>	<u>1件につき 5,000円</u>
第5条第3項の規定による工事しゅん工検査	
(1) <u>メーター等の最大口径が20ミリメートル以下のもの</u>	<u>1件につき 2,000円</u>
(2) <u>(1)以外のもの</u>	<u>1件につき 3,000円</u>
法第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定又は指定の更新	
	<u>1件につき 1万円</u>
第19条第2項の規定による消防演習の立会い	
	<u>1回につき 3,000円</u>

別表第5（第33条関係）

水道加入金

メーターの口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	70mm	100mm以上
加入金	省略							管理者が定める額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

1 <u>設計手数料 50,000円</u>	
2 <u>設計審査手数料（材料確認）</u>	
	<u>20mm以下1件につき 3,000円</u>
	<u>25mm以上1件につき 5,000円</u>
3 <u>工事竣工検査手数料</u>	
	<u>20mm以下1件につき 2,000円</u>
	<u>25mm以上1件につき 3,000円</u>
4 <u>給水装置工事事業者指定手数料 10,000円</u>	
5 <u>消防演習立会手数料 3,000円</u>	

別表第5（第33条関係）

水道加入金

メーターの口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	70mm	100mm以上
加入金	省略							町長が別に定める。